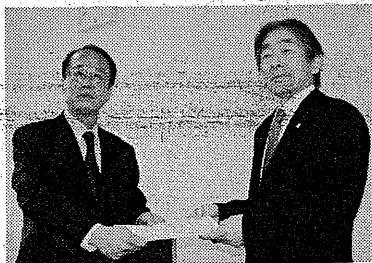


日事連が法定団体化へ届出

改正建築士法のうち建築士事務所協会と同連合会を法定化する規定が今月5日に施行したことを受け、日本建築士事務所協会連合会（日事連）の三栖邦博会長は同日、法定団体化の関係書類を国土交通省に届け出た。日事連は今後、建築主からの苦情への対応や、建築士事務所所属する建築

士などに対する研修を法に基づいて実施することになる。届け出前に会見した三栖会長は、「法定団体化を契機に会員の増強を図って団体による自律的な監督体制を確立し、安全・安心な地域づくりや建築士の地位の向上につなげた」と発言。さらに、「建築士事務所の協会への加

入率を上げて、将来的には協会への加入の義務化を実現したい」と述べた。



和泉住宅局長に関係書類を手渡す三栖会長（右）

今回の法定団体化により、▽建築士事務所業務に対する開設者への指導・勧告▽設計事務所業務に関する建築主などからの苦情の解決▽開設者や建築士への研修の実施などを進めている。日事連では、協会会員が苦情解決に適切に対応することを法が規定していることを建築主などにPRして設計事務所に対する信頼を確保し、会員の増強につなげる考えだ。

日事連の会員である各都道府県の建築士事務所も、規定の施行から2週間以内に都道府県知事に関する資料の提出や説明を協会会員が拒否できないことを法で規定している。日事連では、協会会員が苦情解決に適切に対応することを法が規定していることを建築主などにPRして設計事務所に対する信頼を確保し、会員の増強につなげる考えだ。

2009年（平成21年）1月7日（水曜日）

建通新聞